

# 火山情報の提供に関する報告(概要)

## わかりやすい情報提供

- (1) 噴火警報の発表基準の公表
- (2) 火山活動の変化を観測した段階での情報提供  
火山活動に変化があった場合、気象庁は、火山活動の状況とともに気象庁の対応状況等を記載し、臨時であることを明記した「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- (3) 臨時の機動観測の適切な実施
- (4) 噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現の見直し  
噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現を、「活火山であることに留意」との表現に改める。
- (5) 気象庁ホームページの充実
- (6) 噴火速報の発表
- (7) 火山情報のより効果的な提供に向けた取り組み  
観測データの急激な変化が噴火発生や噴火初期の変動を捉えたものであるかどうかを短時間で判別するためのデータ処理手法の改善など

## 情報伝達手段の強化

- (1) 現地における情報伝達体制の強化  
地元自治体等の関係機関と連携し、登山者等に確実に最新の火山情報が伝わるよう、平素から火山関係者との情報共有を図る。
- (2) 火山情報の携帯端末への伝達  
携帯端末の活用を意識した情報内容とするとともに、具体的な伝達方法について関係する事業者と調整する。

## 気象庁と関係機関の連携強化

- (1) 平素からの情報共有  
気象庁は、火山防災協議会において、定期的に火山活動状況の情報共有を行う。
- (2) 登山者等に対する周知啓発  
火山に登山するにあたっての知識や留意事項について、周知啓発活動を行う。
- (3) 気象庁の火山活動に伴う対応の明確化  
火山活動の推移、及びその推移に応じた気象庁の対応について、火山防災協議会を通じて関係機関と共有する。
- (4) 火山防災対応手順の作成の推進  
気象庁の対応に応じた地元関係機関の防災対応の流れについて検討し、「火山防災対応手順」として整理・共有する。
- (5) 火山活動の変化が観測された場合の連携した対応  
気象庁及び関係機関は火山防災対応手順を参考に防災対応を連携して実施する。